一般財団法人 日本不動産コミュニティー 罰則規定

- 第1条 この規定は、日本不動産コミュニティー(以下、J-REC)が会員の処分に関し、必要な事項を定め、賃貸経営コンサルティングマスターの健全な資格運営と信頼性の確保に寄与することを目的とする。
- 第2条 会員がつぎの各号のいずれかに該当する場合は、その行為の状況により処分を行う ことができる。
 - (1) **J-REC** の信用を著しく傷つける行為、 又は倫理規定に違反し、会員として相 応しくない行為をしたとき。
 - (2) 不正の手段により会員登録したことが発覚したとき。
 - (3) 会員としての義務を怠り、情状が特に重いと判断されたとき。
- 第3条 会員に対する処分は、次の4種とする。(別表参照)
 - (1) 注意
 - (2) 戒告
 - (3) 会員資格停止(原則1年以内)
 - (4) 会員資格抹消
- 第4条 前条に定める処分を行う場合は、必要な調査及び事実関係の確認を行い、倫理委員 会の決定を受けて行うものとする。
- 第5条 倫理委員会が前条に定める処分を議決したときは、その処分内容につき当該会員に 対し通知するとともに、代表理事に報告しなければならない。
- 第6条 会員資格停止に処された者は、速やかに J-REC に会員証、各種認定証、入会キット 一式を返却しなければならない。 資格取消に処された者についても同様とする。
- 第7条 倫理委員会が定める会員資格停止期間が経過し、会員資格復帰願い提出、規定費用 の支払い、倫理規定・誓約書に署名した者には、会員証、各種認定証、入会キット を再交付する。

第8条 会員資格を取消された者は、その処分の決定した日から5年間は会員資格を取得できない。

また、J-REC 認定資格の取得を希望する者は、再度 J-REC 認定講座受講もしくは、 検定試験受験を行ない、認定を受けなければならない。

第9条 この規定は、平成20年12月1日から適用する。

第10条 この規定は、倫理委員会の決議を経て、理事会の議決によって変更することができる。

J-REC 会員、賃貸経営コンサルティングマスター の処分区分並びに再措置一覧

区分段階	処分内容	違反事由の	再 措 置
		程度	
1	注意	(軽度)	注意に従わず、再度処分を行う場合は戒告処分
			とする。
2	戒告	(中度)	戒告に従わず、再度処分を行う場合は資格停止
			処分とする。
3	資格停止	(重度)	資格停止にもかかわらず、再度処分を行う場合
			は資格取消処分とする。
4	資格取消	(最重度)	